

議案第6号

匝瑳市税条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月7日提出

匝瑳市長 宮内 康幸



## 匝瑳市税条例の一部を改正する条例

匝瑳市税条例(平成18年匝瑳市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第142条を次のように改める。

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第142条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、施行日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。



(参考)

匝瑳市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正	改 正 後	改 正 前
第1条～第141条 略 (入湯税の課税免除) 第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。 (1) 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 以下 略	第1条～第141条 略 第142条 削除 以下 略	第1条～第141条 略 第142条 削除 以下 略